

建築基準法関連告示の改正案に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方

案件名		寄せられたご意見の要旨	国土交通省の考え方（案）
地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1113 号）			
1	第 8 第三号	○外殻鋼管付きコンクリートぐいに使用するコンクリートの安全率を低減しているが、技術的根拠を示すべきである。	○外殻鋼管付きコンクリートぐいの製法は、JIS に規定された遠心力高強度プレストレストコンクリートぐいと同等であることから、安全率の数値をそろえています。
2	第 8 第五号	○遠心力高強度プレストレストコンクリートぐいに用いるコンクリートの設計基準強度について、下限値だけでなく上限値も、現在想定する強度を元に限定するべきである。	○JIS に定める試験及び品質管理に基づく表示がされていれば、強度の設定上の問題はないと考えており、上限値は設けていません。
3	第 8 第六号	○「ぐい体を用いた試験に基づき許容応力度の数値を別に定めた場合にあっては、適用しない。」とあるが、どのような試験法でもよく、適切でない試験で求められた数値であってもよい。	○適切な評価項目及び評価法を備えた試験に基づく必要があります。